

# 定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年12月22日

美濃加茂市・加茂郡東白川村



## 定住自立圏の形成に関する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と加茂郡東白川村（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、より快適で幸福な暮らしの実現のために必要な都市機能及び生活機能を強化し、定住化の推進と圏域に住む一人ひとりが、住んでよかったと実感できる「自立循環型のふるさと定住自立圏」を形成することに関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し、民間企業や地域組織とそれぞれの役割を分担し、協働でサービスを提供する「新しい公共」により、圏域全体の活性化につなげる。

（連携する取組の分野とその内容及び役割）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野、取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 医療の高度化と救急対応能力の向上

a 取組の内容

圏域における医療の高度化及び救急対応能力の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 社会医療法人及び地域医療支援病院を拠点とする救急医療システム及び医療情報システムに関し、圏域住民への周知及び関係機関との調整並びにシステムの機能強化等に関する取組を支援する。

(b) 圏域の医療体制の現状やかかりつけ病院・診療所の役割等に関する情報を把握し、圏域住民への周知及び広域的な病診連携の推進に関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 社会医療法人及び地域医療支援病院を拠点とする救急医療システム及び医療情報システムに関し、圏域住民への周知及び関係機関との調整並びにシステムの機能強化等に関する取組を支援する。

(b) 圏域の医療体制の現状やかかりつけ病院・診療所の役割等に関する情報を把握し、圏域住民への周知及び広域的な病診連携の推進に関する取組を支援する。

イ 福祉

(ア) 子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

圏域住民の多様なニーズや、ライフスタイルの変化に対応するため、子育て支援サービスの基盤整備を促進し、地域ぐるみで子育てを支える環境の充実を図る。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

(b) 圏域内の言語、発音、運動、社会性等に障がいのある子ども及びその保護者を対象とした相談、指導、保育等に関する環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行うとともに、地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

(b) 圏域内の言語、発音、運動、社会性等に障がいのある子ども

も及びその保護者を対象とした相談、指導、保育等に関する環境を整備する。

(イ) 高齢化社会に強い圏域の形成

a 取組の内容

高齢化社会が進むなか、圏域住民が住み慣れた地域で安心して生活できる圏域を形成するため、福祉及び介護サービスの向上に圏域で取り組む。

b 甲の役割

(a) 圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門的知識や技術力の向上を目的とした取組を支援する。

(b) 関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設や福祉・介護サービス等に関する情報を収集し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供し、サービス向上につなげる。

(c) 圏域の介護保険の共同化について調査・研究を進める。

c 乙の役割

(a) 圏域の福祉関連事業所に勤務する職員等の専門的知識や技術力の向上を目的とした取組を支援する。

(b) 関係機関との連携のもと、圏域の医療機関、介護保険施設、福祉施設や福祉・介護サービス等に関する情報を収集し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供し、サービス向上につなげる。

(c) 圏域の介護保険の共同化について調査・研究を進める。

ウ 教育

(ア) 公共施設の共同利用の推進

a 取組の内容

圏域住民の生涯学習へ参加する機会が充実するように、公共施設の利便性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 圏域の生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設、博物館施設等で開催される講座情報、イベント情報等を収集・整理し、

総合的な情報の提供を行う。

(b) 圏域の公共施設の利用方法の統一化及び利用情報の共有化等を進め、公共施設の効果的・効率的な活用を図る。

c 乙の役割

(a) 圏域の生涯学習施設、スポーツ施設、文化施設、博物館施設等の利用案内及び講座情報、イベント情報等を収集・整理し、総合的な情報の提供を行う。

(b) 圏域の公共施設の利用方法の統一化及び利用情報の共有化等を進め、公共施設の効果的・効率的な活用を図る。

(イ) スポーツ・文化団体等の交流の促進

a 取組の内容

圏域住民が生きがいを感じて暮らすことができるよう、スポーツ、文化活動等に参加する機会を拡大する。

b 甲の役割

(a) 圏域のスポーツ、文化団体等の活動情報を把握し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

(b) 圏域のスポーツ、文化団体等が、相互に参加・交流し、活発に活動を継続できる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 圏域のスポーツ、文化団体等の活動情報を把握し、圏域住民に対し、広域的・総合的な情報を提供する。

(b) 圏域のスポーツ、文化団体等が、相互に参加・交流し、活発に活動を継続できる環境を整備する。

エ 産業振興

(ア) 農林商工連携による特産品事業の推進

a 取組の内容

農林商工の連携により、地元農林産物を活用した特産品事業を推進する。

b 甲の役割

(a) 民間企業、関係機関等と連携し、地元農林産物を活用した特産品の開発等に関する取組を支援する。

(b) 特産品の直売機会の確保や流通事業者との連携を強化し、  
販路の拡大に関する取組を支援する。

(c) 全国に向けた特産品のPR活動等を促進する。

c 乙の役割

(a) 民間企業、関係機関等と連携し、地元農林産物を活用した  
特産品の開発等に関する取組を支援する。

(b) 特産品の直売機会の確保や流通事業者との連携を強化し、  
販路の拡大に関する取組を支援する。

(c) 全国に向けた特産品のPR活動等を促進する。

(イ) 圏域の特色を活かした観光の推進

a 取組の内容

飛騨川流域の豊かな自然環境や農山村の魅力を活かした観  
光を推進する。

b 甲の役割

飛騨川流域の豊かな自然環境や地域の伝統文化や産業を活か  
した農山村体験型観光を推進する。

c 乙の役割

飛騨川流域の豊かな自然環境や地域の伝統文化や産業を活か  
した農山村体験型観光を推進する。

(ウ) 産業活性化のための異業種間・産学官連携と人材育成の推進

a 取組の内容

異業種間・産学官連携をすることにより、経済の発展を共に  
実現していくとともに、事業を担う人材育成を支援する。

b 甲の役割

(a) 特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を  
促進するための体制を整備する。

(b) 新事業の創出による地域活性化を促進し、事業を担う人材  
育成を支援する。

c 乙の役割

(a) 特色ある資源を調査し、連携の仲介・調整等、情報交換を  
促進するための体制を整備する。

(b) 新事業の創出による地域活性化を促進し、事業を担う人材育成を支援する。

(エ) 農林業の振興

a 取組の内容

農林業の課題に共同で取り組み、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

(a) 就農林に関する情報を収集・発信するとともに、希望者への農林業の指導・育成に関する支援を行うなど、森林整備を推進する。

(b) 圏域の有害鳥獣駆除対策に関し、情報収集と調整を行い、共同での対策を実施する。

c 乙の役割

(a) 就農林に関する情報を収集・発信するとともに、希望者への農林業の指導・育成に関する支援を行うなど、森林整備を推進する。

(b) 圏域の有害鳥獣駆除対策に関し、情報収集と調整を行い、共同での対策を実施する。

オ 環境

(ア) 総合的な環境・エネルギー対策の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等多様な主体との連携のもと、圏域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の削減や、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

b 甲の役割

(a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割



(a) 関係機関と連携し、温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、クリーンエネルギーの普及の拡大、緑化及び緑地の保全等を推進する。

(b) 圏域住民や民間企業等が行う、ごみの排出量削減、再利用、資源化等環境に関わる活動を支援する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通ネットワークの整備・活用

(ア) 地域公共交通ネットワークの推進

a 取組の内容

圏域住民の交通利便性の向上を図るため、地域公共交通の広域ネットワーク化を推進する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民の生活動線、公共交通に関する住民ニーズ、鉄道やバスの利用状況等を調査・分析し、圏域の総合的な公共交通体系の計画を策定する。

(b) 関係機関と連携し、バスの運行環境に関する整備、情報の提供・周知を行う。

c 乙の役割

(a) 圏域住民の生活動線、公共交通に関する住民ニーズ、鉄道やバスの利用状況等を調査・分析し、圏域の総合的な公共交通体系の計画を策定する。

(b) 関係機関と連携し、バスの運行環境に関する整備、情報の提供・周知を行う。

イ 情報ネットワークの整備・活用

(イ) C A T V、携帯通信、情報紙等を活用した情報環境整備

a 取組の内容

圏域住民や民間企業等と連携し、生活に必要な情報を共有、発信することにより、新たな圏域の魅力の発掘、圏域住民の交流を促進し、圏域全体の活性化を図る。

b 甲の役割

関係機関と連携し、C A T V、携帯通信等の情報通信ネット

ワークや情報紙等を活用した行政や防災情報、生活情報などの提供方法を整備する。

c 乙の役割

関係機関と連携し、CATV、携帯通信等の情報通信ネットワークや情報紙等を活用した行政や防災情報、生活情報などの提供方法を整備する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材の育成・交流

(ア) 職員の合同研修及び人材交流

a 取組の内容

職員の能力向上及び視野の拡大並びに圏域の職員間の一体感を醸成するため、合同研修及び人材交流をより積極的に推進する。

b 甲の役割

- (a) 相互に、職員研修に関する情報及び参加の機会を共有するとともに、合同研修を行う。
- (b) 連携強化に資する分野において、相互に職員の派遣を行う。

c 乙の役割

- (a) 相互に、職員研修に関する情報及び参加の機会を共有するとともに、合同研修を行う。
- (b) 連携強化に資する分野において、相互に職員の派遣を行う。

イ 外部からの行政及び民間人材の確保

(ア) 外部の専門的な人材の活用

a 取組の内容

外部から専門的な人材を活用し、圏域全体のマネジメント、地域ブランド構築、新規事業開発及びICTの活用等に関して、本条に規定する取組の成果を高める。

b 甲の役割

高度な専門性を確保するため、民間企業や研究機関又は国・県の専門性を有する人材を活用し、地域特性を活かした理念等の構築を進め、住民サービスの向上を図る。

c 乙の役割

高度な専門性を確保するため、民間企業や研究機関又は国・県の専門性を有する人材を活用し、地域特性を活かした理念等の構築を進め、住民サービスの向上を図る。

ウ 圏域行政事務の共同化

(ア) 行政事務の効率運用

a 取組の内容

行政サービスの向上と事務の効率化を推進する。

b 甲の役割

圏域の行政事務の課題や可能性について検討し、圏域でのICT関連システム等の共同利用等、より効果的・効率的な行政事務を進める。

c 乙の役割

圏域の行政事務の課題や可能性について検討し、圏域でのICT関連システム等の共同利用等、より効果的・効率的な行政事務を進める。

(イ) 定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について、研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じ

るときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

- 第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

- 3 この協定は、第1項の規定による通知があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

- 第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年12月22日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

渡辺直由



乙 加茂郡東白川村神土548番地

加茂郡東白川村

加茂郡東白川村長

安江真一

